

名古屋国際会議場整備運営事業 入札説明書

令和4年12月21日
(令和5年2月17日修正)
名古屋市

目次

第1 入札説明書の定義	1
第2 本事業の概要	2
1 事業名称	2
2 対象となる公共施設等の種類	2
3 公共施設等の管理者	2
4 事業目的	2
5 本事業の方針	3
6 公共施設等の立地条件及び規模	5
7 事業範囲	6
8 事業方式	7
9 事業期間	8
10 事業スケジュール	8
11 事業者の収入に関する事項	9
12 事業に必要な根拠法令等	11
第3 応募に関する事項等	12
1 応募者の参加資格要件等	12
2 応募に係る留意事項等	15
3 予定価格	17
4 基本納付金の提案下限額	17
5 入札価格等に係る消費税等の取扱い	17
第4 事業者の選定及び選定の手順	18
1 事業者選定の方法	18
2 選定の手順及びスケジュール（予定）	18
3 応募手続き等	18
第5 落札者の決定等	23
1 審査に関する基本的な考え方	23
2 審議会の設置	23
3 審査手順	23
4 提案内容に関するヒアリング等の実施	24
5 落札者の決定・公表	24

6 事業者の選定.....	25
7 事業者を選定しない場合	25
第6 契約に関する基本的な考え方.....	26
1 基本協定の締結.....	26
2 特別目的会社の設立等	26
3 事業契約の締結.....	26
4 議会の議決	27
5 契約保証金の納付等.....	27
第7 事業実施に関する事項	28
1 サービス購入料の支払い	28
2 資金調達.....	28
3 保険	28
4 リスク分担の考え方.....	28
5 事業契約上の債権の取扱い.....	28
6 誠実な業務遂行義務.....	29
7 業務の委託等.....	29
8 資格者の配置.....	29
9 市によるモニタリング.....	29
10 法制上及び税制上の措置に関する事項	30
11 財政上及び金融上の支援に関する事項	30
12 その他事業実施に際して必要な事項.....	30
13 本事業の継続が困難となった場合の措置	30
第8 提出書類.....	32
1 入札参加資格審査前に入札手続きに関する提出書類.....	32
2 入札参加表明及び入札参加資格審査に関する提出書類	32
3 資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類.....	33
4 入札時の提出書類	34
第9 その他.....	35
1 情報の提供	35
2 事業契約に違反した場合の取り扱い	35
3 特定事業の選定の取り消し.....	35
4 問合せ先.....	35

資料 1	事業予定地	36
------	-------------	----

【資料一覧】

資料 1	事業予定地
------	-------

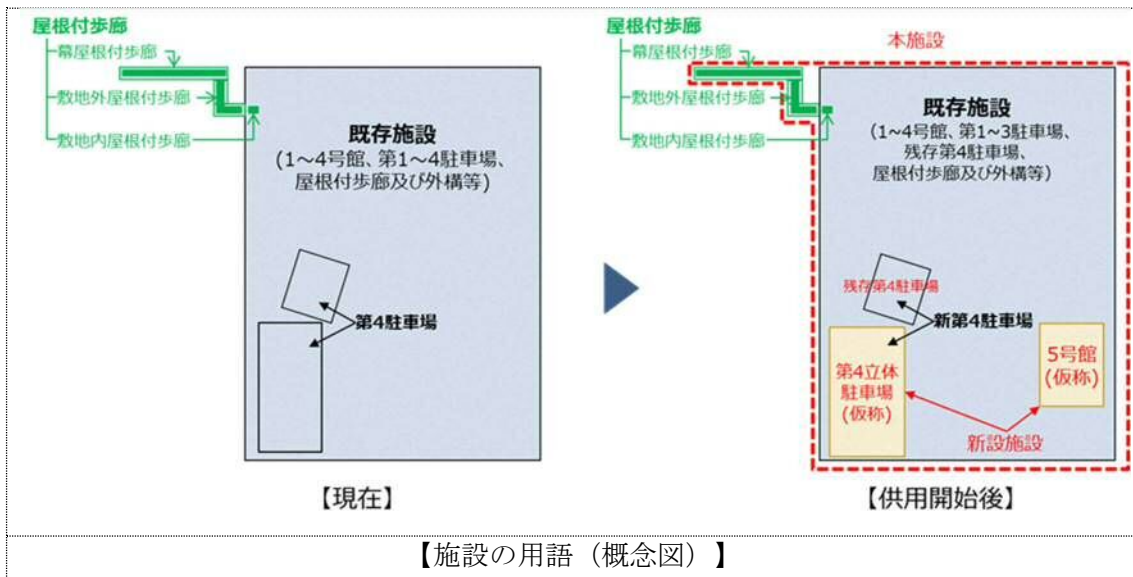
【様式一覧】

様式 1-1	閲覧・貸与資料交付申込書
様式 1-2	秘密保持誓約書
様式 1-3	閲覧・貸与資料の破棄業務の遵守に関する報告書
様式 1-4	入札説明書等に関する質問書
様式 1-5	現地見学会参加申込書
様式 1-6	事業者対話参加申込書

本入札説明書では、以下のように用語を定義する。

用語	内容
本事業	「名古屋国際会議場整備運営事業」。
事業者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者。
応募者	施設の設計、建設、工事監理、維持管理、開館準備業務及び運営業務の能力を有し、本事業に参加する企業又は複数企業からなるグループ。
構成員	応募者を構成する企業のうち、特別目的会社に対して出資する者。
協力企業	応募者を構成する企業のうち、特別目的会社に対して出資を行わない者であり、特別目的会社が直接業務を委託し又は請負わせることを予定する者。
資格審査通過者	参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者。
入札参加者	資格審査通過者のうち、本事業に係る入札書及び事業提案書を受付締切日までに提出した者。
落札者	審議会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者。
本施設	新設施設と既存施設の全てをいい、本事業における公共施設等として位置づけるものとする。
新設施設	新たに整備する5号館（仮称）及び第4立体駐車場（仮称）の一部又は総称
5号館（仮称）	本事業において、新たに整備する展示施設。
第4駐車場	現在、敷地南側にある駐車場。
新第4駐車場	本事業において整備する第4立体駐車場（仮称）及び残存第4駐車場
第4立体駐車場（仮称）	本事業において、第4駐車場南側を解体し、新たに整備する立体駐車場
残存第4駐車場	本事業において、残存する第4駐車場北側
屋根付歩廊	1号館出入口から日比野駅までの歩道に掛けられた屋根付きの歩行者用通路。屋根付歩廊は、「幕屋根付歩廊」、「敷地外根付き歩廊」、「敷地内屋根付き歩廊」の3つの区間に分けられる。
既存施設	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、1号館（正面広場を含む）、2号館、3号館、4号館、第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場、第4駐車場、屋根付歩廊及び外構等の一部又は総称。 供用開始後は、1号館（正面広場を含む）、2号館、3号館、4号館、第1駐車場、第2駐車場、第3駐車場、残存第4駐車場、屋根付歩廊及び外構等の一部又は総称。
審議会	PFI法に基づく事業実施に必要な事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織。

用語	内容
特別目的会社	本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社。SPC (Special Purpose Company) ともいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表する書類一式。具体的には、実施方針及び別紙、並びに要求水準書(案)及び別紙を示す。
入札説明書等	入札公告の際に市が公表する書類一式。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書(案)、基本協定書(案)、指定管理協定書(案)、指定管理年度協定書(案)及び様式集をいう。
事業提案書	資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、受付締切日までに提出される書類及び図書。
サービス購入料	本事業に係るサービスの対価として市が事業者に対して支払う対価をいい、設計及び建設業務に係る対価、開館準備業務に係る対価及び維持管理業務の修繕業務に係る対価で構成される。
モニタリング	事業期間にわたり、事業者が提供する公共サービスの水準を市が検査・確認する行為。
セルフモニタリング	事業者が要求水準書等を満足するサービス提供をできているか、自ら監視・確認する行為。



第 1 入札説明書の定義

この入札説明書（以下「本入札説明書」という。）は、市が民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号、以下「PFI 法」という。）に基づき、令和 4 年 12 月 21 日に特定事業として選定した「名古屋国際会議場整備運営事業」を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加希望者を対象に交付するものである。なお、この交付は、市ホームページでの公表をもって代えることとする。本事業の基本的な考え方については実施方針と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針に関する質問回答、意見及び提案を反映している。従って、応募者は、入札説明書等の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出することとする。

また、別添書類の以下資料は、本入札説明書と一体のものとする。

- 「名古屋国際会議場整備運営事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）
- 「名古屋国際会議場整備運営事業 事業契約書（案）」（以下「事業契約書（案）」という。）
- 「名古屋国際会議場整備運営事業 基本協定書（案）」（以下「基本協定書（案）」という。）
- 「名古屋国際会議場整備運営事業 指定管理協定書（案）」（以下「指定管理協定書（案）」という。）
- 「名古屋国際会議場整備運営事業 指定管理年度協定書（案）」（以下「指定管理年度協定書（案）」という。）
- 「名古屋国際会議場整備運営事業 落札者決定基準」（以下「落札者決定基準」という。）
- 「名古屋国際会議場整備運営事業 様式集」（以下「様式集」という。）

なお、入札説明書等と実施方針等及び実施方針に関する質問回答に相違のある場合は、入札説明書等に規定する内容を優先するものとする。また、入札説明書等に記載がない事項については、実施方針等に関する質問回答及び入札説明書等に関する質問回答によることとする。

第2 本事業の概要

1 事業名称

名古屋国際会議場整備運営事業

2 対象となる公共施設等の種類

ホール、展示室、会議室及び駐車場

3 公共施設等の管理者

名古屋市長

4 事業目的

名古屋市（以下「市」という。）は、日本を代表する産業の集積や、多数の大学等研究機関を擁する立地を活かした全国的・国際的なコンベンション等 MICE の誘致を推進し、国内外の交流を促進し、都市の活性化や地域イメージの向上を図ることとしている。

また、国の政策として、市はグローバル MICE 都市に選定されており、MICE 誘致力向上のための取組みを推進してきたところである。

新型コロナウイルス感染症の流行により短期的な影響があるものの、国際会議の開催件数は増加傾向にあり、国内外の都市では、MICE 施設の新設や拡張整備が進められており、都市間競争が激化している状況である。

名古屋国際会議場（以下「本施設」という。）は、国際交流の推進と産業・学術・文化の向上に資するために設けられた当該地域を代表する MICE 基幹施設であり、政府系国際会議、全国的・国際的な大規模会議その他国内外の催事（以下「大規模催事」という。）の開催実績を持つ。しかし、竣工後約 30 年が経過し、施設や設備の老朽化が見られ、社会ニーズに対して十分に対応できているとは言えない。また、大規模会議における併設展示のための展示スペースの不足も指摘されており、主要なターゲットにご利用いただけない状況が発生しており課題となっている。

本事業では、これらの課題解決のため大規模改修及び展示施設等の拡張整備を実施する。また、堀川の水辺空間、拠点間を結ぶ水上交通、白鳥庭園・白鳥公園の緑などに囲まれた恵まれた立地条件は、本施設を核とするエリア全体の魅力である。さらに、それらを強みとして、本施設を世界水準の国際会議場へと昇華させるとともに、そうした質の高い環境のもと、政府系国際会議を始めとした大規模会議の誘致を積極的に進めることで、大規模催事の開催を促進し、人の集積、学術・スポーツ・文化交流の拡大、ビジネス・イノベーションの機会創造に繋げる。

本事業は、これらの取り組みにより地域経済の活性化、都市ブランドの向上、国際交流の推進、産業・学術・文化の向上に資することを目的とする。

本事業の推進にあたっては、民間事業者の創意工夫やノウハウ、ネットワークを活用するため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律

第 117 条。以下「PFI 法」という。)に基づく事業として実施することとしている。PFI 法に基づく事業として施設的设计、建設、維持管理、運営を一体的に行い常に最新のニーズに対応していくことで、施設に求める役割・機能が最大限発揮されるとともに、市の財政負担の軽減が図られることを期待するものである。

5 本事業の方針

(1) 事業実施の基本方針

本事業は、約 23 年間にわたり、本施設の施設整備及び維持管理・運営を包括的に実施する事業であることから、事業者は、各業務の実施を総合的に管理するというだけでなく、本事業の目的が自らの目的であることを認識し、事業の円滑な進捗のために施設管理者の視点に立って、効率的かつ効果的に事業全体の調整及び管理を行うものとする。

(2) 本事業の方向性

本事業の背景及び目的を踏まえ、本事業では以下の 2 つの整備を行う。

- MICE 誘致競争が厳しい中、老朽化した既存施設が求められる社会的要求水準を満たすために、老朽化対策と機能強化のための大規模改修を行う。
- 既存施設に不足していた機能を充足するための拡張整備として展示施設の増築および駐車場の増設を行う。

(3) 本施設が目指す姿

本事業では、老朽化対策を行うのみならず、社会や時代の新たな要請に即した機能強化を実施するとともに、民間事業者のノウハウ、ネットワークを活用することでその後の社会ニーズの変化にも継続的かつ柔軟に対応していく。

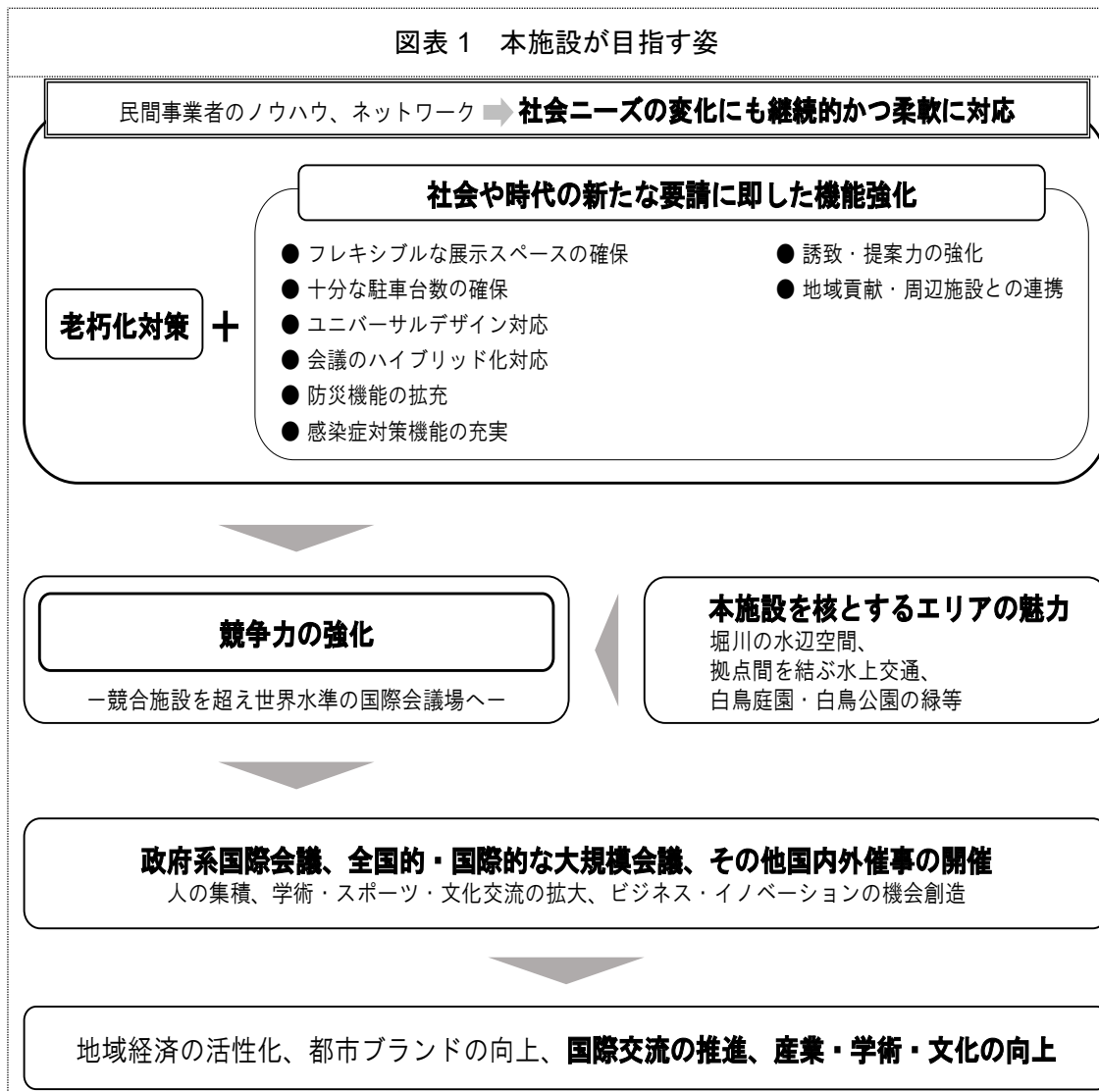
また、堀川の水辺空間、拠点間を結ぶ水上交通、白鳥庭園・白鳥公園の緑などに囲まれた恵まれた立地条件は、本施設を核とするエリア全体の魅力である。

さらに、それらを強みとして、都市間競争の中で競合施設に対する競争力を強化し、さらには競合施設を超えて、本施設を世界水準の国際会議場へと昇華させる。

こうした質の高い環境のもと、利便性に優れた施設をアピールポイントとして政府系国際会議を始めとした大規模会議の誘致を積極的に進めることで、大規模催事の開催を促進し、人の集積、学術・スポーツ・文化交流の拡大、ビジネス・イノベーションの機会創造に繋げる。

これらの取り組みにより、地域経済の活性化、都市ブランドの向上、国際交流の推進、産業・学術・文化の向上に資する施設となることを目指す。

図表 1 本施設が目指す姿



6 公共施設等の立地条件及び規模

(1) 立地に関する事項

本事業の立地に関する事項については、「資料 1 事業予定地」における「1.敷地概要」に示す。

(2) 施設要件等に関する事項

本施設の現在の概要については、「資料 1 事業予定地」における「2.施設概要」に示すこととし、改修後の既存施設等の概要は、次のとおりである。

既存施設	1号館	<ul style="list-style-type: none">延床面積：42,281 m²鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造地上7階／地下2階主な諸室：センチュリーホール（2,900席以上）、イベントホール（1,920 m²）、レセプションホール（670 m²）
	2号館	<ul style="list-style-type: none">延床面積：9,193 m²鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階
	3号館	<ul style="list-style-type: none">延床面積：4,093 m²鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階／地下1階主な諸室：国際会議室（500 m²）
	4号館	<ul style="list-style-type: none">延床面積：9,334 m²鉄骨鉄筋コンクリート造地上3階／地下1階主な諸室：白鳥ホール（1,250 m²）
	第4駐車場	<ul style="list-style-type: none">延床面積：任意鉄筋コンクリート造地上1階／地下1階
新設施設	5号館（仮称）	詳細については、要求水準書による
	第4立体駐車場（仮称）	

(3) 土地に関する事項

本事業の対象地における、都市計画等にかかる基本条件及び変更予定については、「資料 1 事業予定地」における「3.土地の概要」に示す。

7 事業範囲

事業者が PFI 法に基づき、既存施設及び新設施設の設計・建設業務等を行い、本施設の維持管理運営等を遂行することを事業の範囲とする。なお、具体的な業務内容については、要求水準書等において示す。

ア. 統括管理業務

- 統括マネジメント業務
- 総務・経理業務
- 事業評価業務
- その他統括管理業務における必要な業務

イ. 設計業務

- 事前調査及びその関連業務
- 設計業務（基本設計・実施設計）
- 各種関係機関との調整業務
- セルフモニタリング業務
- 各種団体等へのヒアリング等実施業務
- その他設計業務における必要な業務

ウ. 建設業務

- 寄贈品等移設業務
- 建設工事着手前業務
- 建設業務及びその関連業務
- 完工後業務
- 什器・備品設備等設置業務
- 施設の引渡し業務
- 各種関係機関との調整業務
- セルフモニタリング業務
- 各種団体等へのヒアリング等実施業務
- その他建設業務における必要な業務

エ. 工事監理業務

- 工事監理業務
- 各種関係機関との調整業務
- セルフモニタリング業務
- その他工事監理業務における必要な業務

オ. 開館準備業務

- 予約システム整備・運用業務
- 事前予約受付業務

- 事前広報・催事誘致業務
- リニューアル記念式典等開催支援業務
- 運営体制整備業務
- 植栽管理業務等
- 屋根付歩廊の維持管理業務
- 施設の引渡しから供用開始日までの期間の施設の維持管理業務
- セルフモニタリング業務
- その他開館準備業務における必要な業務

カ. 維持管理業務

- 建築物保守管理業務
- 建築設備保守管理業務
- 劇場設備等保守点検業務（舞台機構、舞台照明設備、映像音響設備、劇場用椅子等）
- 什器・備品設備等保守管理業務
- 外構施設保守管理業務
- 修繕業務
- 清掃業務
- 環境衛生管理業務
- 警備・駐車場管理業務
- 植栽管理業務
- セルフモニタリング業務
- その他維持管理業務における必要な業務

キ. 運営業務

- 利用受付業務
- 施設の使用許可に係る業務
- 広報・催事誘致業務
- 利用料金收受業務
- 催事の開催支援業務
- 総合案内業務
- セルフモニタリング業務
- 災害・事故対応業務
- 利用者サービス向上のための業務
- その他運営業務における必要な業務
- 事業者が自主事業として実施する業務

8 事業方式

事業者は、PFI 法に基づき、自らの提案をもとに、既存施設については改修設計、改修工事、維持管理及び運営を行う RO (Rehabilitate Operate) 方式により実施し、新施設については設計及び建設を行い、所有権を移転した後、本施設の維持管理、開館準備業務

及び運營業務を一体的に行う BTO (Build Transfer Operate) 方式により実施する。

本事業の維持管理、開館準備業務及び運營業務について、市は、事業者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理者として指定する予定である。指定管理者として指定するにあたっては、事業契約とは別に、指定管理協定書及び指定管理年度協定書を締結することを想定している。

なお、設計及び建設期間中において、市は事業者に対し、本事業に供する土地を無償で使用させるものとする。

9 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和 29 年 3 月末までの約 23 年間とする。

10 事業スケジュール

事業期間	事業契約締結日 ～ 令和 29 年 3 月 31 日
①設計・建設期間	事業契約締結日 ～ 令和 9 年 1 月 31 日
②維持管理期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 29 年 3 月 31 日
③開館準備期間	令和 7 年 2 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日
④供用開始日	令和 9 年 4 月 1 日
⑤運営期間	令和 9 年 4 月 1 日～令和 29 年 3 月 31 日
閉館期間	令和 7 年 2 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

	R5 年度 (2023)	R6 年度 (2024)	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	...	R28 年度 (2046)
①設計・建設期間		■	■	■			
②維持管理期間					■	■	■
③開館準備期間			■	■			
④供用開始					■		
⑤運営期間					■	■	■
事業期間		■	■	■	■	■	■
閉館期間			■	■			
【参考】前指定管理者による運営期間	■	■					

1 1 事業者の収入に関する事項

ア 市が支払うサービス購入料

市は、事業者の提案金額をもとに決定した金額をサービス購入料として事業者に支払う。

(ア) 設計及び建設業務に係る対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、設計、建設及び工事監理業務並びに設計・建設期間に係る統括管理業務にかかる対価を、市と事業者が締結する事業契約書に定めるところに従って支払うものとする。

なお、市は、当該費用に相当する対価のうち、事業契約書に定める金額を、設計・建設期間中に支払い、その残額を事業契約書に定めるところに従い維持管理期間中に分割して支払うものとする。

(イ) 開館準備業務に係る対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、開館準備業務及び開館準備期間に係る統括管理業務にかかる対価を、市と事業者が締結する事業契約書に定めるところに従って支払うものとする。

(ウ) 維持管理業務の修繕業務に係る対価

市は、事業者が本事業に要する費用のうち、修繕業務にかかる対価（下表に示す「①新設施設の修繕費相当額」及び「②既存施設の修繕費相当額」）を、市と事業者が締結する事業契約書に定めるところに従って支払うものとする。また、市は、下表に示す「③精算対象経費」を、市と事業者が締結する指定管理協定書及び指定管理年度協定書に定めるところに従って支払うものとする。

なお、修繕業務以外の維持管理業務及び運営業務並びに供用開始後の統括管理業務に係る費用については、事業者が負担するものとする。

対象施設	修繕箇所	費用の内容
新設施設	修繕計画書に計画された修繕及び新設施設が正常に機能するために必要な修繕	①新設施設の修繕費相当額
既存施設	(設計・建設期間における) 改修工事の範囲外だが、事業期間中に修繕・更新の実施を本書で規定したもの	②既存施設の修繕費相当額
	(設計・建設期間における) 改修工事で更新するが、事業期間中にも修繕・更新が発生すると予想されるもの	②既存施設の修繕費相当額
	上記以外において、1件300万円以下の小規模なもの	③精算対象経費
	上記以外	事業範囲外

※①提案時に、新設施設に係る修繕費として提案された金額を支払う。

②提案時に、既存施設において「(設計・建設期間における) 改修工事の範囲外だが、事業期間中に修繕・更新の実施を要求水準書で規定したもの」及び「(設計・建設期

間における) 改修工事で更新するが、事業期間中にも修繕・更新が発生すると予想されるもの」に係る修繕費として提案された金額を支払う。

③市と事業者で締結する協定書等に定める金額を支払う。

イ 利用料金収入

事業者は、本施設及び付帯設備等の利用料金収入を得ることができる。条例及び規則に定める利用料金の基準額又は現行の利用料金とは異なる利用料金を提案する場合、利用者の負担への配慮と行政サービスの連続性確保といった点について、特に注意すること。利用料金の設定に関しては、要求水準書「第 9-1 (5) 事業収支に関する事項」に従うこと。

なお、利用料金の増額等に当たっては、使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例(平成 22 年名古屋市条例第 39 号)の趣旨により、周知期間を置く必要があるため、変更時期について、市と協議すること。また、事業期間中、条例改正等により利用料金の基準額が変更になった場合は、収支計画について改めて協議する。

ウ 事業者が支払う納付金

事業者は、市と事業者が締結する事業契約書に定めるところに従って、本事業で得られる収入額の一部を納付金(「基本納付金」及び「変動納付金」で構成される。)として、市に納付すること。「基本納付金」は、市と事業者で合意した固定額を毎年度支払うものとし、3 年に一度その金額を見直すものとする。「変動納付金」は、実際の利用料金収入から、統括管理業務、維持管理業務(修繕業務を除く)及び運營業務について実際にかかった費用(事業者が負担する各種経費、保険料及び公租公課等の費用を含む。)並びに基本納付金の合計金額を差し引いた額(以下「利益相当額」という。)の 30%を毎年度支払うものとする。なお、利益相当額がマイナスになった場合、事業者は変動納付金を支払う必要はない。

納付金の具体的な算定方法、納入方法・時期及び金額の見直し時期等は、事業契約書に定める。

【参考：前指定管理者による納付金額】

年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
納付金額 (千円)	14,138	40,995	50,109	50,852	68,000	51,865

エ 事業者が支払う目的外使用に係る使用料

利用者サービス向上のために、以下の施設を設置することとし(指定業務)、表中①～⑥、⑧～⑨については、指定管理者の指定とは別に、市より行政財産目的外使用許可(以下「目的外使用許可」という。)を受け、使用料を納付することとする。なお、表中の面積は現在の許可対象面積であり、提案内容により変更される場合がある。また、⑦の設置にかかる貸付料は 1 台あたり月額 16,756 円(年額 201,072 円)(消費税及び地方消費税を含む。)を最低金額とし、事業者が提案することとする(なお、基本納付金を 3 年に一度見直す際に、併せて見直すものとする。)

なお、その他の利用者サービス向上のための施設の提案を認める。

施設名称	場所	数量（面積、台数等）
① レストラン	—	1 か所以上
展望レストラン	1 号館 7 階	—
喫茶ラウンジ	2 号館 2 階	—
カフェテリア	3 号館 地下 1 階	—
② 売店	1 号館 1 階	8.47 m ²
③ サービスコーナー	1 号館 1 階	1 m ²
④ コインロッカー	1 号館他	7.73 m ² (20 台)
⑤ 公衆電話	1 号館他	1 台
⑥ 机・椅子	中庭	53.10 m ² (17 セット)
⑦ 自動販売機（清涼飲料水等）	1 号館他	23 台
⑧ ファックス	1 号館 1 階	1 台
⑨ コピー機	1 号館 1 階	1 台
⑩ 案内用デジタルサイネージ等	—	—

- ※ ①の使用料の実績は以下。（3 か所とも）
 - （平成 30 年度）年額 15,348 円/m²、（令和元年度実績）年額 15,336 円/m²
- ※ ②～④の使用料の実績は以下。（一括で貸付）
 - （平成 28 年度）274,128 円、（令和元年度）263,712 円。
- ※ ⑤の使用料（平成 28 年度及び令和元年度実績）については、無償である（1 台）。
- ※ ⑥の使用料（平成 28 年度及び令和元年度実績）については、341,040 円である（17 セット・中庭設置）。
- ※ ②～⑥、⑧～⑨については、指定管理者の指定とは別に、市より目的外使用許可を受け、使用料を納付する。なお、表中の面積は現在の許可対象面積であり、提案内容により変更される場合がある。
- ※ ⑦の設置にかかる貸付料は 1 台あたり月額 16,756 円（年額 201,074 円）を最低金額とし、事業者が提案すること。
- ※ 上記サービス提供施設は、事業者の負担により機材等を準備すること。
- ※ ①に係る什器・設備備品等、②～⑩に係る什器・設備備品等は、全て事業者の所有とし、市への譲渡・所有権移転等を行わない。また、いずれの什器・設備備品等も設置・撤去するにあたり原状回復すること。

1 2 事業に必要な根拠法令等

市及び事業者は、本事業を実施するにあたり、PFI 法及び基本方針のほか、要求水準書別紙 2 に示す法令等を遵守しなければならない。

第3 応募に関する事項等

1 応募者の参加資格要件等

(1) 応募者の構成員及び協力企業

応募者は、構成員及び協力企業により構成される者とし、参加表明書の提出時に構成員及び協力企業の名称並びにそれらが携わる業務について明らかにするものとする。

(2) 応募者の構成等

ア. 応募者は、本事業について次の業務を実施する企業が構成員又は協力企業として含まれるグループとする。

- 本施設の統括管理業務を行う企業
- 本施設の設計業務を行う企業
- 本施設の建設業務を行う企業
- 本施設の工事監理業務を行う企業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第5条の4第22の規定に基づき配置するものとする。）
- 本施設の開館準備業務を行う企業
- 本施設の維持管理業務を行う企業
- 本施設の運営業務を行う企業

イ. 応募者の構成員及び協力企業が、他の応募者の構成員又は協力企業として入札に参加することはできないものとする。

ウ. 応募者は、構成員の中から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めることとし、代表企業が手続きを行うこととする。

(3) 応募者の参加要件等

応募者の構成員及び協力企業となる企業は、参加表明書及び参加資格確認に必要な書類の受付締切日において、以下の要件を満たすこと。

ア. 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年7月30日法律第17号）（PFI法）第9条の規定に該当しない者であること。

イ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ. 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する事実があった後3年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第5号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

エ. 本公告の日から落札決定までの間に名古屋市指名停止要綱（平成15年3月5日付け15財用第5号）に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

オ. 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

カ. 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなさ

れていない者であること。

- キ. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ク. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づく再生手続開始の決定後、市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。）でないこと。
- ケ. 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）であること。
- コ. 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本公告に係る入札に参加しようとしなない者であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本公告に係る入札に参加することができる。
- サ. 公告日から落札決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（19 財契第 103 号）に基づく排除措置の期間がないものであること。
- シ. 次に掲げる者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、次に掲げる者の発行済株式総数の 100 分の 50 以上の株式を有し、又はその出資総額の 100 分の 50 以上の出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。
 - 名古屋国際会議場整備運営事業者選定審議会の委員、又は当該委員が属する企業
 - 株式会社 三菱総合研究所
 - 株式会社 俊設計
 - 株式会社 LightStage
 - 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

（4）各業務に当たる者の参加要件

構成員及び協力企業のうち、設計業務、建設業務、工事監理業務、開館準備業務、維持管理業務、運営業務の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。

なお、複数の要件を満たす者は当該複数の業務を実施することができることとし、また、同一業務を複数の者で実施する場合は、主たる業務を担う少なくとも 1 社がその要件を満たすこと。

ただし、工事監理業務と建設業務については、兼務することはできず、また、これらの各業務に当たる者の間に資本面若しくは人事面において関連がある場合、これらの者がそれぞれ工事監理業務と建設業務を担当することはできない。

また、ア. (ア)、イ. (ア)、ウ. (ア)、エ. (ア)、オ. (ア)及びカ. (ア)に掲げる競争入札参加資格を有していない者は、当該競争入札参加資格審査の申請を行い、確実に本公告に係る入札の開札日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

ア. 設計業務を行う者

- (ア) 令和 5 年度及び令和 6 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請品目「建築設計・監理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (イ) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (ウ) 公告日の前日までに、元請又は代表構成員（共同企業体としての実績の場合）として、観客席数（固定席）の合計が 1,400 席以上かつ延床面積が 14,000 m²以上のホール、展示場及び会議場等の設計の実績を有する者であること。

イ. 建設業務を行う者

- (ア) 令和 5 年度及び令和 6 年度名古屋市競争入札参加資格「建築工事A等級」の認定を本公告に係る入札の開札日までに受けている者であること（ただし、一般共同企業体を除く。）。
- (イ) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく特定建設業の許可を有していること。
- (ウ) 公告日の前日までに、元請又は代表構成員（共同企業体としての実績の場合）として、観客席数（固定席）の合計が 1,400 席以上かつ延床面積が 14,000 m²以上のホール、展示場及び会議場等の建設工事の実績を有する者であること。

ウ. 工事監理業務を行う者

- (ア) 令和 5 年度及び令和 6 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「測量・設計」、申請品目「建築設計・監理（工事監理）」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (イ) ア（イ）に同じ。
- (ウ) ア（ウ）に同じ。

エ. 開館準備業務を行う者

- (ア) 令和 5 年度及び令和 6 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請品目「施設の運営・管理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (イ) 平成 23 年 4 月 1 日以降、公告日の前日までに、1 年以上の建築物（ホール、展示場及び会議室等）の運営実績を有する者であること。

オ. 維持管理業務を行う者

- (ア) 令和 5 年度及び令和 6 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、本公告に係る入札の開札日までに申請区分「業務委託」、申請品目「施設の運営・管理」又は「保守・点検・修理」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。
- (イ) 平成 23 年 4 月 1 日以降、公告日の前日までに、1 年以上の建築物（ホール、展示場、会議室等）の維持管理実績を有する者であること。

カ. 運營業務を行う者

- (ア) エ (ア) に同じ。
- (イ) エ (イ) に同じ。

(5) 応募者の構成員等の変更

応募者の参加表明書の提出から落札者決定までの間における失格及び構成の変更の基準は、次のとおりである。

- ① 応募者における構成員等が参加資格要件を欠いた場合の措置は、以下のとおりである。

代表企業	参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き、参加資格要件を欠いた場合、応募者は失格
協力企業	参加資格要件を欠いた場合で、市が協力企業の変更を認めた場合、応募者を失格としない

- ② 応募者における構成員等の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可
協力企業	市が変更を認めた場合は可

2 応募に係る留意事項等

(1) 入札説明書等の承諾

応募者は、参加表明書の市への提出をもって、入札説明書等の記載内容及び条件を承諾したものとする。

(2) 費用負担

本事業の入札にかかる費用は、全て応募者の負担とする。

(3) 提案書類の取り扱い

ア 提案書類の取り扱い

入札参加者より提出を受けた提案書類は、返却しないものとする。

イ 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業における公表時及びその他市が必要と認める場合には、入札参加者の承諾がある場合にのみ事業提案書の全部または一部を無償で使用できるものとする。

また、入札参加者が提出した事業提案書類は、情報公開請求の対象となり、公開・非公開の決定にあたって、市は入札参加者の意見を聴くものとする。

ウ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負担する。

エ 提出書類の変更等の禁止

提出書類の変更、差し替え若しくは再提出は、市から指示する場合を除き、認めないものとする。

オ 追加提出書類

市は、必要と認めた場合、追加的に書類の提出を要求することがある。

(4) 市からの提示資料の取扱い

市が本事業に関して提供する資料は、本事業応募に係る検討以外の目的で使用することはできないものとする。

(5) 虚偽の記載をした場合

入札参加者が提出書類に虚偽の記載をした場合は応募を無効とするとともに、虚偽の記載をした者について、損害賠償の請求等の措置を講じることがある。

(6) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用する。

3 予定価格

本事業の予定価格は、次のとおりとする。

予定価格 金 48,344,477,273 円

予定価格は、事業期間中に市が事業者を支払うサービス購入料を単純合計した金額（消費税及び地方消費税を含む。）に 110 分の 100 を乗じて得た金額である。

4 基本納付金の提案下限額

事業者は、基本納付金の提案にあたり、以下に示した金額を下限とすること。

年度	基本納付金の提案下限額 (取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。)
令和 9 年度	金 60,000,000 円
令和 10 年度	金 60,000,000 円
令和 11 年度	金 60,000,000 円
合計	金 180,000,000 円

5 入札価格等に係る消費税等の取扱い

落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

第4 事業者の選定及び選定の手順

1 事業者選定の方法

事業者の募集及び選定の方法は、総合評価一般競争入札方式を採用するものとする。なお、本事業は平成6年4月15日にマラケシュで作成された政府調達に関する協定（WTO政府調達協定）の対象事業であり、調達手続きには、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令372号）が適用される。

2 選定の手順及びスケジュール（予定）

事業者の選定にあたっては、以下の手順及びスケジュールで実施することを予定している。

日程	内容
令和4年12月21日	入札公告、入札説明書等の公表・交付
令和5年1月13日	入札説明書等に関する質問受付締切
令和5年2月13日	現地見学会申込締切
令和5年2月17日	入札説明書等に関する質問回答の公表
令和5年2月20日	現地見学会
令和5年3月6日	参加表明の受付締切（資格審査書類の受付締切）
令和5年3月27日	資格審査結果の通知
令和5年3月29日	事業者対話の質問受付締切
令和5年4月20日	事業者対話の実施
令和5年5月9日	事業者対話の質問回答の公表
令和5年6月5日	入札書、事業提案書の受付締切
令和5年7月下旬	落札者の決定
令和5年9月上旬	基本協定の締結
令和5年10月上旬	事業契約（仮契約）の締結
令和5年12月中	事業契約の締結

3 応募手続き等

（1）入札公告、入札説明書等の公表・交付

市は、実施方針等に対する民間事業者等からの質問・意見等を踏まえ、入札公告を行い、入札説明書等を市ホームページにおいて公表・交付する。

（2）資料の閲覧・貸与

「様式1-1 閲覧・貸与資料 交付申込書」及び「様式1-2 秘密保持誓約書」の提出を条件とし、資料の閲覧・貸与を以下のとおり行う。閲覧・貸与を希望するものは、事前に本入札説明書「第9-4 問合せ先」に連絡すること。守秘義務の誓約書を提出した上で、閲覧・貸与資料を行うものとする。

なお、実施方針「第2-3（5）資料の閲覧・貸与」に基づき申込をした者は、再度の提出

は不要とし、閲覧・貸与資料の追加があった場合には別途通知する。

【申込方法】

閲覧・貸与資料の交付を希望する者は、「様式 1-1 閲覧・貸与資料 交付申込書」及び「様式 1-2 秘密保持誓約書」を直接持参又は郵送等にて提出すること。閲覧・貸与の方法については、提出資料の内容が確認できた者に対して別途通知する。

【閲覧・貸与資料】

- 受付期間：令和 4 年 12 月 21 日（水）～事業提案書の受付前日まで
- 閲覧・貸与場所：名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室

【破棄】

閲覧・貸与資料の交付を受けたものは、その使用を終えた時点で責任を持って廃棄し、「様式 1-3 閲覧・貸与資料の破棄業務の遵守に関する報告書」を令和 5 年 7 月 31 日までに、本書「第 9-4 問合せ先」に記載の問合せ先に、直接持参又は郵送等にて提出すること。

（3）入札説明書等に関する質問受付、回答公表

令和 4 年 12 月 21 日（水）から令和 5 年 1 月 13 日（金）午後 5 時までの間、名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室において、入札説明書等に関する質問を電子メールにて受け付ける。電子メールの件名欄に必ず、「【名古屋国際会議場整備運営事業】入札説明書等に関する質問書」と記入すること。なお、本事業に係る内容以外の質問に関しては回答しない場合がある。

質問の書式については、「様式 1-4 入札説明書等に関する質問書」を参照すること。質問に対する回答は、民間事業者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、民間事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き令和 5 年 2 月 17 日に市ホームページにおいて公表する予定である。

【入札説明書等に関する質問受付】

- メールアドレス：a3168@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp
- 市ホームページ：
<https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000141678.html>

（4）参加表明の受付（資格審査書類の受付）

本事業への応募者は、参加表明書の受付にあわせて、参加資格を満たすことを証明するため、資格審査書類（第 5 の 3(1)に定義する。以下同じ。）を提出し、参加資格の有無について、市の確認を受けなければならない。

参加表明書及び資格審査書類の提出書類は、「第 8 の 2(1) 入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類」を参考とし、別添書類の「様式集」の提案書作成要領に従って提出すること。

【参加表明の受付】

- 提出期間：
令和 5 年 2 月 27 日（月）から令和 5 年 3 月 6 日（月）（参加資格確認基準日）までの毎日（名古屋市役所の閉庁日を除く）、午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く）。
- 提出場所：
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室（名古屋市役所本庁舎 5 階）
電話番号 052-972-3185
- その他：
参加表明書及び資格審査書類の提出は、持参又は郵送によるものとする。持参による場合は、提出する前に名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室に電話で持参の連絡を行うこととする。郵送による場合は、書留郵便とし、観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室に令和 5 年 3 月 6 日（月）午後 5 時までに必着とする。

（5）資格審査結果の通知

市は、資格審査として、参加資格確認基準日をもって、応募者から提出された資格審査書類により参加資格の有無について確認を行う。

市は、資格審査の結果を令和 5 年 3 月 27 日（月）に応募者に通知する。

なお、資格審査の結果、入札参加資格が無いと認められた応募者は、通知を受けた日から 7 日以内に、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。市は、説明を求めた者に対し、書面により回答する。

（6）現地見学会

参加希望者を対象に、次のとおり、現地見学会を開催する。

現地見学会は、1 社あたりの参加人数に制限は設けないものとする。なお、現地見学会では質問を受け付けず、正式な質問及びその回答等は、以降の事業者対話にて行うものとする。

現地見学会への参加希望者は、「様式 1-5 現地見学会参加申込書」を、名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室へ提出すること（提出方法の詳細は、様式 1-5 を参照すること）。

現地見学会については、参加希望者と個別に見学希望場所等の調整を行う予定である。

【現地見学会】

- 開催日時：令和 5 年 2 月 20 日（月）（時間は申込締切後に別途案内）
- 開催場所：名古屋国際会議場
- 参加申込締切：令和 5 年 2 月 13 日（月）午後 5 時まで

（7）事業者対話の実施

資格審査通過者を対象に、市は、事業者対話を行う予定である。

事業者対話は、資格審査通過者（応募者のグループ）単位で実施することとし、1 グループあたりの参加人数は 10 名までとする。

事業者対話は、主に、①市の意向（本事業の特性・コンセプト、提案を求めたいポイント等）への理解を促進、②官民の役割分担やリスク分担への齟齬の最小化、③本事業において市が要求するサービス水準未達の防止、④それらを以て創意工夫の発揮により優れた提案を求めることを目的として実施する予定である。なお、事業者対話の概要及び日程等については、事業者対話の参加者に対して、別途連絡する。

事業者対話の正式な結果（事業者からの質問及びそれに対する市の回答）については、民間事業者の特殊な技術・ノウハウ等、その権利や競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き公表する予定である。

事業者対話への参加を希望する資格審査通過者の代表企業は、「様式 1-6 事業者対話参加申込書」を名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室へ提出すること（提出方法の詳細は、様式 1-6 を参照すること）。

【事業者対話】

- 開催日時：令和 5 年 4 月 20 日（木）
- 開催場所：申込締切後に別途案内
- 参加申込締切：令和 5 年 3 月 29 日（水）午後 5 時まで

（8）入札の辞退

資格審査通過者が、入札を辞退する場合は、事業提案書の受付締切日までに、様式集にある「様式 3-1 入札辞退届」を名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室に提出すること。

（9）入札書及び事業提案書の受付

資格審査通過者は、入札参加書類（第 8 の 4 において定義する。以下同じ。）を市へ提出するものとする。なお、提出は応募者の代表企業が持参するか又は郵送によることとし、電子メールによるものは受け付けない。なお、持参の場合は、事前に観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室へ連絡すること。入札参加書類の提出に関する詳細については、「第 8 の 4 入札時の提出書類」を参照のこと。

また、入札保証金は、名古屋市契約規則（昭和 39 年名古屋市規則第 17 号）第 5 条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- 持参による場合の受付締切日及び提出場所
受付締切日：令和 5 年 6 月 5 日（月）午前 9 時～午前 11 時
提出場所：名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
市長部局入札室（名古屋市役所西庁舎 12 階）
- 郵送による場合の到達期限及び提出場所
到達期限：令和 5 年 6 月 2 日（金）午後 5 時まで

提出場所：上記に同じ

提出方法：

二重封筒を用い、入札書の中封筒に入れて封印し、中封筒表面に代表企業名、開札日及び入札件名を記載し、外封筒表面に開札日、入札件名及び入札書在中の旨を記載し、事業提案書を同封し書留にて送付すること

(10) 開札日時及び開札場所

- 開札日時：令和5年6月5日（月）午前11時20分
- 開札場所：上記（9）に同じ
- 立会い：

入札は応募者の代表企業の立会いのもと行う。ただし、応募者の代表企業が立会わない場合は当該入札事務に関係のない市職員を立会わせて行う。

なお、入札においては、入札価格が予定価格の範囲内であるかの確認を行う。予定価格の範囲内の入札書を提出した者のみ、その後の最優秀提案者選定の対象となる。この際、入札価格の公表は行わない。

(11) 入札の取りやめ等

応募者が不穏な行動をなす場合において、公正に入札を執行できないと認められる場合、市は、当該応募者を入札に参加させない。

また、応募者の全部又は一部が連合し、公正に入札を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、入札の執行を延期し、又はとりやめることがある。

なお、後日、入札にかかる不正な行為が判明した場合は、契約の解除等の措置をとることがある。

第5 落札者の決定等

1 審査に関する基本的な考え方

審議会は、提案審査における評価項目の詳細に係る検討及び入札参加者から提出された事業提案書の審査を行う。審査の詳細は、落札者決定基準を参照のこと。

また、市は、審議会の審査結果を踏まえ、落札者を決定する。なお、市又は審議会が必要であると判断した場合は、入札参加者に対して提案内容の確認を行うことがある。

2 審議会の設置

市が設置した審議会は、次の5名の委員により構成される。

なお、応募者が、落札者決定前までに、審議会の委員に対し、事業者選定に関して自己に有利になることを目的として、接触等の働きかけを行った場合、応募者は失格とする。

役職	氏名	所属（役職・肩書）
会長	加藤 義人	国立大学法人岐阜大学工学部・客員教授
委員	生田 京子	名城大学理工学部建築学科・教授
委員	小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所・公認会計士
委員	鈴木 賢一	名古屋市立大学大学院芸術工学研究科・教授（学長補佐）
委員	森口 巳都留	（株）MICEジャパン・代表取締役社長

（会長を除く委員は50音順、敬称略）

3 審査手順

審査は、第一次審査として入札参加資格の有無を判断する「資格審査」、第二次審査として提案内容を評価する「提案審査」の2段階にて実施する。「提案審査」は、入札価格や要求水準書に示す内容を満足しているか否かを確認する「基礎審査」と、提案内容の水準を様々な視点から総合的に評価する「総合評価」を行う。

（1）資格審査

資格審査では、応募者からの資格審査書類をもとに、参加要件及び資格等の要件の具備を市において確認する。資格審査の結果、参加要件等を充足していない応募者は、失格とする。資格審査に係る参加要件及び資格等は、第3の1を参照のこと。

資格審査通過者は、事業提案書を提出することとなる。

なお、提案様式等の詳細については、様式集を参照のこと。

（2）提案審査

ア 基礎審査

市は、入札参加者から提出された入札書等及び事業提案書について、以下に示す基礎審査項目を満たしているかを確認する。当該項目のいずれかでも満たしていない場合、入札参加者に確認の上、失格とする。全ての要件に適合していると確認された入札参加者は、総合評価の対象とする。

なお、基礎審査の詳細については、落札者決定基準を参照のこと。

イ 総合評価

基礎審査を通過した入札参加者の提案内容に対して、審議会での評価検討に基づき、最も優秀な提案を行った者を優秀提案者として選定し、その他の順位を決定する。

なお、総合評価の詳細については、落札者決定基準を参照のこと。

4 提案内容に関するヒアリング等の実施

事業提案書の審査にあたって、提案内容の確認のために市又は審議会が必要と判断した場合、基礎審査を通過した入札参加者に対しヒアリングを実施する。

- 実施時期：令和5年7月中旬（予定）
- 実施内容：

実施する場合は、後日、日時、場所、ヒアリング内容等を、入札参加者の代表企業に連絡するものとする。

5 落札者の決定・公表

市は、審議会の報告を基に落札者を決定する。市は、審議会が決定した最優秀提案結果とあわせて、落札者の決定結果を入札参加者に通知するとともに公表する。また、PFI法第11条に規定する客観的評価については、審議会による審査結果とあわせて市ホームページに公表する。

なお、落札者決定から事業契約締結までの間における落札者の失格及び構成の変更は次のとおりである。

- ① 落札者における応募各社が不正2事由（※）に該当した場合の措置は以下のとおりである。

代表企業	不正2事由に該当した場合に限り、応募者は失格
代表企業を除く構成員	
協力企業	不正2事由に該当した場合で、市が協力企業の変更を認めた場合、応募者を失格としない

※不正2事由

- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条、第8条第1号若しくは第19条に違反し公正取引委員会から排除措置命令若しくは課徴金納付命令を受けたとき、又は同法に違反する犯罪容疑で公正取引委員会から告発されたとき。
- 贈賄・談合等著しく本市との信頼関係を損なう不正行為の容疑により個人若しくは法人の役員等又はその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。

- ② 落札者における応募各社の変更可否は、以下のとおりである。

代表企業	不可
代表企業を除く構成員	やむを得ない事由で市が構成員の変更を認めた場合を除き不可

協力企業	市が変更を認めた場合は可
------	--------------

6 事業者の選定

市と落札者は、入札説明書等に基づき契約手続きを行い、事業契約の締結により、落札者を本事業の事業者として選定する。ただし、落札者の事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。

7 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者あるいは入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあり、この場合、その旨を速やかに市ホームページ等で公表する。

第6 契約に関する基本的な考え方

1 基本協定の締結

市と落札者は、事業契約の締結に先立って、本事業の円滑遂行を果たすための基本的義務に関する事項、落札者の各社の本事業における役割に関する事項及び特別目的会社の設立に関する事項等を規定した基本協定を特別目的会社の設立までに締結する。

なお、落札者が基本協定を締結しない場合、又は第5の5により落札者が失格となった場合は、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合、地方自治法施行令第167条の2第1項第9号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとする。また、それまでに落札者が要した費用については、市の事由による場合を除き、落札者自らが一切を負担するものとする。

2 特別目的会社の設立等

- ア. 事業予定者は、仮契約締結までに会社法（平成17年法第86号）に定める株式会社として特別目的会社を設立し、構成員は、当該会社に対して出資するものとする。構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の50%を超えるものとし、かつ代表企業は最大出資者になるものとする。なお、特別目的会社は、名古屋市内に設立するものとする。
- イ. 特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。
- ウ. 特別目的会社は、市が認める場合を除き、本事業以外の事業を実施できないものとする。
- エ. 特別目的会社の株式については、事業契約が終了するまで、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。
- オ. 設計・建設期間の終了から維持管理期間が開始する前までの間、事業提案書において代表企業の変更について提案している場合に限り、代表企業の変更を認めるものとする。

3 事業契約の締結

市は、落札者と事業契約書（案）に基づき、事業契約に関する協議を行い、事業者が遂行すべき業務内容や金額、支払方法等を定め令和5年10月（予定）に仮契約、令和5年12月（予定）に事業契約を締結するものとする。ただし、入札前に明示的に確定することができない事項については、必要に応じて市と落札者との間で協議を行い、内容を定めるものとする。事業契約は、本事業を包括的かつ詳細に規定する令和29年3月末日までの契約とする。

なお、事業契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代その他の一切の費用は、落札者の負担とする。

また、特別目的会社が事業契約を締結しない場合、又は第5の5により落札者が失格となった場合は、市は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行う。ただし、この場合は

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 9 号の規定による随意契約となり、落札金額の制限内でこれを行うものとする。また、それまでに落札者が要した費用については、市の事由による場合を除き、落札者自らが一切を負担するものとする。

4 議会の議決

(1) 事業契約の締結等

市は、事業者との契約内容の合意後、仮契約を締結し、市が当事者となる事業契約の締結に関する議案を令和 5 年 11 月に開催される定例会に上程し、議決を経た上で事業契約を締結する予定である。

(2) 指定管理者の指定

事業者を指定管理者として指定することに係る、指定管理者の指定に関する議案については、令和 5 年 11 月に開催される定例会に提出する予定である。

5 契約保証金の納付等

事業者は、事業契約の締結にあたっては、事業契約書に定める契約保証金を、納付するものとする。

ただし、同額の履行保証保険契約等を締結した場合はこの限りではない。

なお、維持管理運営業務の期間中においては、事業者の契約保証金は必要ないものとする。

第7 事業実施に関する事項

1 サービス購入料の支払い

市は、契約に基づき事業者が行う設計・建設・工事監理業務に関する費用として「サービス購入料A-1（一時支払）」及び「サービス購入料A-2（割賦支払分）」、開館準備業務に関する費用として「サービス購入料B」、維持管理業務のうち本事業における修繕業務に要する費用として「サービス購入料C」を支払う。詳細は、事業契約書（案）を参照のこと。

2 資金調達

本業務において、各構成員及び協力企業への最適なリスク分担が行われ、かつ長期的に事業の安定遂行が図れるように、事業者は、必要となる資金を調達する方法として、プロジェクトファイナンスによる手法を採用すること。

プロジェクトファイナンスとは、構成員となる企業が有する信用力や資産を担保とするのではなく、特別目的会社が実施する本事業の資金繰りと収益を返済原資とし、本事業の資産を担保として行う融資形態をいう。これにより、市は金融機関のプロジェクト管理ノウハウが機能することを期待している。

3 保険

事業者は、要求水準書に示す要件を満たす保険を付保すること。

4 リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最も良く管理することができる者が当該リスクを分担するとの考え方」に基づき、事業に係る総リスクを低減し、より質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。事業者が担当する業務については、事業者責任をもって遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

このリスク分担の考え方、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」などを踏まえ、予想されるリスク及び市と事業者の責任分担については、事業契約書（案）によるものとする。

なお、事業契約書（案）に示されていない責任分担については、双方の協議により定めるものとする。入札参加者は、負担すべきリスクを想定した上で、提案を行うこと。

5 事業契約上の債権の取扱い

(1) 債権の譲渡

市は、事業者から提供されるサービスを一体のものとして購入することから、事業者が

事業契約に基づいて市に対して取得する債権は不可分一体のものとし、個別に譲渡し又は承継させることはできない。事業者は、事前に市の承諾がなければ当該債権を譲渡し又は承継させることができない。

(2) 債権の質権設定及び債権の担保提供

事業者が、事業契約に基づいて市に対して取得する債権に対し、質権その他の担保を設定する場合には、事前に市の承諾がなければ行うことができない。

6 誠実な業務遂行義務

事業者は、要求水準書、事業提案書、基本協定書及び事業契約書に定めるところにより、誠実に本事業の業務を遂行すること。

7 業務の委託等

事業者が本事業の業務の一部を事業提案書に記載された企業以外に委託し又は請け負わせる場合は、事前に文書により市の承諾を得なければならない。

8 資格者の配置

事業者は、要求水準書に示す要件を満たす資格取得者を本施設に配置すること。

9 市によるモニタリング

(1) モニタリングの目的

市は、事業契約に定める要求水準の達成状況や事業者が提供するサービス内容や財務状況を把握する為に、監視、測定や評価等のモニタリングを行う。

モニタリングの実施にあたっての具体的な時期及び方法に関しては、要求水準書において提示し、事業契約書に規定するものとするが、詳細な実施方法については、事業契約締結後に市と事業者とが協議を行い決定するものとする。

(2) モニタリングの費用の負担

モニタリングにかかる費用のうち、市に生じるものは、市が負担する。事業者は市が実施するモニタリングに関する人的経費等については自らの負担により市に協力するものとする。モニタリングに係る費用の詳細については要求水準書において示す。

(3) モニタリング結果に対する措置

モニタリングの結果、事業者の実施する業務内容が、事業契約書に定められた水準を満たしていないと判断した場合、市は事業契約書に定める規定に従い、事業者に対して改善勧告を行い、改善策の提出・実施を求めることができるものとする。

市が改善勧告を行ったにもかかわらず、当該勧告対象となった事項が改善されない場合、

市は、構成員又は協力企業の変更請求をすることがある。さらに改善されない場合、市が事業契約を解除することもありうる。

モニタリングの時期・手順や要求水準未達の場合の措置等のモニタリングに係る詳細な手続き等については要求水準書において示し、事業契約書において規定する。

10 法制上及び税制上の措置に関する事項

市は、本事業に関する法制上及び税制上の優遇措置等を想定していない。

ただし、法令の改正等により、法制上及び税制上の措置が適用される場合には、事業契約書の定めに従い、市と事業者で協議を行うものとする。

11 財政上及び金融上の支援に関する事項

(1) 設計・建設段階における設計費及び建設費の一部支払

市は、設計費及び建設費の一部について、市債等により調達し、設計・建設期間に事業者を支払う予定である。

(2) その他財政上及び金融上の支援

特に予定していない。

12 その他事業実施に際して必要な事項

(1) 金融機関と市との協議

事業の継続性を確保する目的で、市は、事業者に対し資金供給を行う金融機関等の融資機関（融資団）と協議を行い、当該融資機関と直接協定（ダイレクトアグリーメント）を締結する場合がある。

(2) 係争事由にかかる基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合には、市と事業者は誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に定める具体的な措置に従い、市が決定するものとする。

(3) 管轄裁判所の指定

本事業の契約に関する紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

13 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに事業契約の規定に従い次の措置をとるものとする。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業者の提供するサービスが事業契約に規定する要求水準を満たさない場合、その他事業契約で規定する事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対し、一定期間に改善を図るように勧告し、改善方策の提出・実施を求めることができるものとする。また、このような勧告にもかかわらず改善が認められない場合、市は、事業契約を解除することができる。

この場合、事業者は市に生じた損害を賠償するものとする。

(2) 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

事業契約に規定する市の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合、市は事業者が生じた損害を賠償するものとする。

(3) その他事由により本事業の継続が困難となった場合

不可抗力等、その他市及び事業者の責めに帰すことができない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

第8 提出書類

1 入札参加資格審査前に入札手続きに関する提出書類

閲覧・貸与資料を希望する場合には、申込時及び返却時に以下の書類を提出すること。

閲覧・貸与資料交付申込書	(様式 1-1)
秘密保持誓約書	(様式 1-2)
閲覧・貸与資料の破棄業務の遵守に関する報告書	(様式 1-3)

入札説明書等に関して、質問がある場合には、電子メールにて提出すること。

入札説明書等に関する質問書	(様式 1-4)
---------------	----------

現地見学会に参加される場合には、電子メールにて提出すること。

現地見学会参加申込書	(様式 1-5)
------------	----------

事業者対話に参加される場合には、電子メールにて提出すること。

事業者対話参加申込書	(様式 1-6)
------------	----------

2 入札参加表明及び入札参加資格審査に関する提出書類

(1) 入札参加表明及び入札参加資格審査時の提出書類

参加表明書及び資格証明書等は、3部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）2部）提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

表紙	(様式 2-1)
入札参加表明書	(様式 2-2)
委任状 ※代表企業への委任	(様式 2-3)
入札参加資格確認申請書兼誓約書	(様式 2-4)
入札参加者構成表	(様式 2-5)
添付資料提出確認書	(様式 2-6)
暴力団対策に係る誓約書	(様式 2-7)

【様式 2-6 における添付資料】

構成員及び協力企業は、資格証明書及び以下の各書類（以下「資格審査書類」と総称する。）のうちそれぞれが提出対象者であるものを市に提出すること。

	書類名	提出対象者	様式
1	会社概要	全ての構成員及び協力企業	任意
2	決算報告書	全ての構成員及び協力企業	任意
3	名古屋市税の納税証明書	全ての構成員及び協力企業	任意
4	消費税及び地方消費税の納税証明書	全ての構成員及び協力企業	任意

5	商業登記簿謄本（現在事項証明書）	全ての構成員及び協力企業	任意
A	一級建築士事務所登録を証する書類	設計業務を行う者及び 工事監理業務を行う者	任意
B	第3の1(4)ア(ウ)に定める設計の実績を証する書類（1件）（契約書の写し等）	設計業務を行う者	任意
C	特定建設業の許可を証する書類	建設業務を行う者	任意
D	第3の1(4)イ(ウ)に定める建設工事の実績を証する書類（1件）（契約書の写し等）	建設業務を行う者	任意
E	第3の1(4)ウ(ウ)に定める設計の実績を証する書類（1件）（契約書の写し等）	工事監理業務を行う者	任意
F	第3の1(4)エ(イ)に定める運営実績を証する書類（1件）（契約書の写し等）	開館準備業務を行う者	任意
G	第3の1(4)オ(イ)に定める維持管理実績を証する書類（1件）（契約書の写し等）	維持管理業務を行う者	任意
H	第3の1(4)カ(イ)に定める運営実績を証する書類（1件）（契約書の写し等）	運営業務を行う者	任意

注) 実績を証明する書類の提出にあたり、企業の合併、分社化、提携等により実績を有する者と入札参加者の名称が異なる場合、その実績が、入札参加者に移行あるいは引き継がれていることを証明する書類（様式任意）も提出すること。

(2) 入札参加資格審査結果通知後に用いる提出書類

入札参加資格審査結果通知の後、必要に応じて以下の書類を3部（正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）2部）提出すること。なお、各提出書類の様式番号は、様式集に定める番号を示している。

参加資格がないと認めた理由の説明要求書	(様式 2-8)
構成員又は協力企業の変更申請書兼誓約書	(様式 2-9)
守秘義務の遵守に関する誓約書	(様式 2-10)

3 資格審査通過後に入札を辞退する場合の提出書類

資格審査通過者が、資格審査通過通知受領後に、入札参加を辞退しようとする場合には、事業提案書の受付締切日までに、以下の書類を1部提出すること。

入札辞退届	(様式 3-1)
-------	----------

4 入札時の提出書類

入札時に提出する提案書類（以下「入札参加書類」と総称する。）は、以下のとおりである。詳細は様式集を参照すること。

入札全般に関する提出書類	(様式 4-1～4-4)
入札価格に関する提出書類	(様式 5-1～5-3)
入札価格の内訳及び事業収支計画に関する提出書類	(様式 6-1～6-9)
提案内容評価の審査に関する提案書	(様式 7-1～7-8-2)
施設計画書（図面集等）	(様式 8-1～8-9-9)
提案概要書	(様式 9-1～9-2)

第9 その他

1 情報の提供

市は、本事業に関する情報提供を、市ホームページを通じて行う。

2 事業契約に違反した場合の取り扱い

基本協定若しくは事業契約締結後、これらの協定若しくは契約に違反し、又は落札者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等市の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者については、当該事実が判明した時から最長2年間、市が実施する入札等への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

3 特定事業の選定の取り消し

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、応募者あるいは入札参加者が無い、あるいは、いずれの入札参加者の提案によっても市の財政負担縮減の達成が見込めない等の理由により、本事業を PFI 事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最終的に事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すことがあり、この場合、その旨を速やかに市ホームページ等で公表する。

4 問合せ先

名古屋市観光文化交流局観光交流部 MICE 推進室（名古屋市役所本庁舎 5 階）

- 住所：〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
- 電話：052-972-3185
- メールアドレス：a3168@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp
- 市ホームページ：
<https://www.city.nagoya.jp/kankobunkakoryu/page/0000141678.html>

資料 1 事業予定地

1. 敷地概要

区分	内容
地名地番	名古屋市熱田区熱田西町 102 他 10 筆
住居表示	名古屋市熱田区熱田西町 1 番 1 号
敷地面積	98,168.27 m ²

2. 施設概要

区分	内容	
開館	平成 2 年 4 月 (1 号館) 平成 2 年 10 月 (正面広場、敷地外屋根付歩廊及び敷地内屋根付歩廊の歩廊部分) 平成 6 年 10 月 (2~4 号館、第 4 駐車場) 平成 31 年 3 月 (幕屋根付歩廊) 令和元年 12 月施工 (敷地内屋根付歩廊(現在仮使用中) 及び敷地外屋根付歩廊)	
所在地	名古屋市熱田区熱田西町 1 番 1 号	
建物用途	ホール・展示室・会議室	
敷地面積	98,168.27 m ² (建築基準法上の敷地面積)	
延床面積	71,858.22 m ²	
駐車場	駐車台数：638 台 (内、身障者用 10 台)	
構造・規模	1 号館	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：42,281 m² 鉄骨鉄筋コンクリート造一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 地上 7 階／地下 2 階 主な諸室：センチュリーホール (3,012 席)、イベントホール (1,920 m²)、レセプションホール (670 m²)
	2 号館	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：9,193 m² 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 3 階
	3 号館	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：4,093 m² 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 3 階／地下 1 階 主な諸室：国際会議室 (500 m²)
	4 号館	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：9,334 m² 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 3 階／地下 1 階 主な諸室：白鳥ホール (1,250 m²)

区分	内容
第4 駐車 場	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積：6,957 m² 鉄筋コンクリート造 地上1階/地下1階

上記以外に、本事業に幕屋根付歩廊及び敷地外屋根付歩廊を含む。

3. 土地の概要

区分	内容
用途地域等	商業地域、防火地域（集団防火）、緑化地域、都市機能誘導区域内、居住誘導区域内、港湾隣接地域、河川保全区域
指定建ぺい率	80%
指定容積率	400%
土地の所有者	名古屋市

4. 広域図



5. 施設配置図 (フロアマップ)

